

飯田市中小企業振興資金融資制度一覧

令和6年4月1日現在

資金名		貸付対象者	資金の内容・使途		貸付限度額	貸付期間	利率(年)	返済方法	保証人・担保	
1	小口事業資金	小企業者	小口の事業資金	運転設備	2,000万円	5年以内	1.9%	元金均等月賦償還 6か月据置き	保証人:原則不要 担保:不要	
2	小口零細企業保証資金	小規模企業者	小口の事業資金	運転設備	2,000万円	10年以内	1.8%	元金均等月賦償還 12か月据置き (貸付期間1年以内は一括返済可)		
3	公的補助金つなぎ資金	中小企業者	補助金が交付されるまでのつなぎ資金	運転設備	3,000万円 ※補助金交付決定額の範囲内	1年以内	1.5%	金融機関及び保証協会の定めるところによる		
4	振興資金	中小企業者	経営の安定化又は合理化資金	運転	2,000万円	5年以内	2.3%	元金均等月賦償還 6か月据置き		
				設備	3,500万円	7年以内 ※土地建物10年以内		元金均等月賦償還 12か月据置き		
5	ゼロカーボン推進資金	中小企業者	低炭素社会の実現に向けた取組の推進をするための設備の導入資金	運転	5,000万円	7年以内	1.5%	元金均等月賦償還 12か月据置き		
				設備		10年以内		元金均等月賦償還 24か月据置き		
6	経営安定関連資金 経営安定資金	中小企業者	経営安定一般資金	運転	3,000万円	7年以内 ※借換え10年以内	1.9%	元金均等月賦償還 12か月据置き		
				設備		10年以内				
7	特別経営安定資金	中小企業者	連鎖倒産防止、特定業種等経済変動対策資金	運転	3,000万円	7年以内 ※借換え10年以内	1.6%	元金均等月賦償還 12か月据置き		
				設備		10年以内				
8	リニア移転対策資金	中小企業者	リニア駅又はその周辺の公共工事に直接起因する移転に要する資金等	運転	5,000万円	運転7年以内 設備10年以内 ※土地建物15年以内	1.6%	元金均等月賦償還 12か月据置き		保証人:原則不要 担保:必要に応じ
				設備						
9	先端機器整備資金	中小企業者	先端機器整備資金	設備	3,000万円	10年以内	1.5%	元金均等月賦償還 12か月据置き		
10	新製品・新商品開発資金	中小企業者	新製品又は新商品の開発又は製造資金	運転	3,000万円	7年以内	1.5%	元金均等月賦償還 12か月据置き		
				設備		10年以内		元金均等月賦償還 24か月据置き		
11	結いターン・独立開業資金	結いターン移住定住推進課利用者 新規開業者	開業に係る資金	運転	2,000万円	7年以内	1.1%	元金均等月賦償還 12か月据置き		
				設備		10年以内				
12	事業展開資金	中小企業者	経営多角化又は事業転換資金	運転	3,000万円	7年以内	1.5%	元金均等月賦償還 12か月据置き		
				設備		10年以内		元金均等月賦償還 24か月据置き		
13	I-Port支援資金	中小企業者 新規開業者	I-Portで利用を認められた事業の実施に関する資金	運転	5,000万円	7年以内	0.8%	元金均等月賦償還 12か月据置き		
				設備		10年以内				
14	女性、若者活躍促進資金	中小企業者	女性や若者が活躍できる職場づくり等について国等の認定等を受けている事業者向けの資金	運転	5,000万円	7年以内	1.3% 又は 0.8%	元金均等月賦償還 12か月据置き		
				設備		10年以内		元金均等月賦償還 24か月据置き		

- 備考
- 1 小口事業資金(小企業者): 従業員20人以下(卸売業、小売業又はサービス業は10人以下)
 - 2 小口零細企業保証資金(小規模企業者): 従業員20人以下(卸売業、小売業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は5人以下)
貸付限度額は、既存の保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。
 - 3 経営安定資金と特別経営安定資金の貸付金合計額について、貸付限度額は3,000万円とする(県制度とは異なる)。
 - 4 5 ゼロカーボン推進資金、11 結いターン・独立開業資金(開業後1年未満等の条件あり)、13 I-Port支援資金、及び、14 女性、若者活躍促進資金には、借入れ当初12か月分の利子補給制度がある(借換えは除く)。
 - 5 資金の借換えを希望する場合は、借換え依頼書を添付すること。
 - 6 設備資金の場合は、設備設置等の後に設備完了届を提出すること(提出されるまでは新たな融資あつせんはしません)。
 - 7 車両購入の場合は、企業名、屋号等を車両外装側面部等に表示すること。